４　漁業について制限措置を統一して講ずべき事由は、次のいずれかに該当するものとすることとした。（第五条関係）

㈠　我が国が締結した条約その他の国際条約において当該漁業に関する取決めが存在すること。

㈡　当該漁業に係る漁場の区域が広域にわたること。

５　認定協定に参加している者は、当該認定協定において定めた事項について変更をしようとするときは、認定をした農林水産大臣又は都道府県知事から当該変更の内容が適当である旨の認定を受けなければならないこととした。（第一〇条第一項関係）

６　内水面漁場管理委員会を置かないことができる都道府県は、沖縄県とすることとした。（第一八条関係）

７　漁場が二以上の都道府県知事の管轄に属し、若しくは漁場の管轄が明確でないとき、又は都道府県知事の管轄に属する漁場において新たに漁業権を設定するために特に必要があると認める場合であって、農林水産大臣が都道府県知事の権限を行うことにつき当該都道府県知事が同意したときに農林水産大臣が自ら行うことができる都道府県知事の権限は、漁業の免許に関する権限とすることとした。（第二一条第一項及び第二項関係）

二　水産業協同組合法施行令の一部改正関係

会計監査人の監査を受ける組合の規模の基準を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条関係）

三　漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の廃止関係

漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令を廃止することとした。

四　内水面漁業の振興に関する法律施行令等の一部改正関係

指定養殖業の許可について準用する漁業法等の規定を技術的に読み替える規定及びその他所要の規定の整備を行うこととした。

五　関係政令について所要の経過措置を設けることとした。

六　この政令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年一二月一日）から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（政令第二一八号）（財務省）

１　株式会社国際協力銀行が、当分の間、新型コロナウイルス感染症の発生後の国際金融秩序の混乱に伴いその国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として財務大臣が定める事業であって、開発途上地域以外の地域におけるものに係る業務を行うことができる旨の規定を定めることとした。（附則第七条関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一九号）（厚生労働省）

一　労働者災害補償保険法施行令の一部改正関係

複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害年金、複数事業労働者遺族年金及び複数事業労働者傷病年金について、同一の事由により支給される厚生年金保険法等に基づく年金たる給付との併給調整を行うことに関して必要な規定の整備を行うものとした。（第一条関係）

二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令の一部改正関係

労災保険率の算定に当たって、労災保険率の算定の基礎となる保険給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる事項に複数業務要因災害に関する保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間を加えるとともに、複数業務要因災害に係る災害率を考慮するものとした。（第二条関係）

三　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続の適用除外に該当する命令等に、次に掲げる命令等を追加するものとした。（第九条関係）

１　労働者災害補償保険法第七条第一項第二号、第八条第三項、第二〇条の三第二項において準用する第一三条第三項、第二〇条の四第二項において準用する第一四条第二項及び第一四条の二、第二〇条の五第三項において準用する第一五条の二、第二〇条の六第三項において準用する第一六条の二第一項第四号、第二〇条の七第二項において準用する第一七条、第二〇条の八第二項において準用する第一八条の二、第二〇条の九第二項において準用する第一九条の二、第二〇条の三第一項、第二〇条の一〇、第六〇条の三第三項において準用する第五九条第三項、第六〇条の四第四項において準用する第六〇条第三項、第六〇条の二第一項、第六〇条の四第三項において読み替えて適用する第一六条の六第一項第二号並びに第二〇条の五第三項、第二〇条の六第三項及び第二〇条の八第二項において準用する別表第一各号の命令等

２　雇用保険法第三七条の五第一項第三号の命令等

四　施行期日

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年九月一日）から施行することとした。ただし、三の２に掲げる事項は、令和四年一月一日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二二〇号）（厚生労働省）

次に掲げる物を麻薬に指定することとした。

１　（本則関係）

㈠　Ｎ－（１－アミノ－３－メチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－（四－フルオロベンジル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類

㈡　２－（エチルアミノ）－１－フェニルヘキサン－１－オン（別名Ｎ－エチルヘキセドロン）及びその塩類

㈢　１－（四－クロロ－２・五－ジメトキシフェニル）プロパン－２－アミン及びその塩類

㈣　１－（四－クロロフェニル）－２－（メチルアミノ）プロパン－１－オン（別名四－ＣＭＣ）及びその塩類

㈤　１－フェニル－２－（ピロリジン－１－イル）ヘキサン－１－オン及びその塩類

㈥　（Ｅ）－Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）－Ｎ－フェニルブタ－２－エナミド（別名クロトニルフェンタニル）及びその塩類

㈦　Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）－Ｎ－フェニルペンタンアミド（別名バレリルフェンタニル）及びその塩類

㈧　メチル＝２－［１－（四－フルオロブチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類

㈨　メチル＝２－［１－（五－フルオロペンチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］－３－メチルブタノアート及びその塩類

㈩　メチル＝２－［１－（五－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類

２　次に掲げる物を向精神薬に指定することとした。（本則関係）

八－クロロ－六－（二－フルオロフェニル）－一－メチル－四Ｈ－［一・二・四］トリアゾロ［四・三－ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン及びその塩類

３　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二二一号）（厚生労働省）

１　メチル＝三－オキソ－二－フェニルブタノアート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物を覚醒剤原料に指定することとした。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。